四、次ノ外コトーキール化スハレコード伸素並ニ解散ニ際シ
解雇ノ場合ハ別ニ退職金ノ一ヶ年分ヲ加算支給
五、勤続手当ハ解雇手当ノ三分ノ二支給
六、退職手当ハ解雇手当ノ三分ノ二支給
七、諸税品ハ一切会社負担
八、全員手当廃止
九、等外給トスル事
十、転勤絶対反対
十一、本問題ニ関スル費用一切会社負担
十二、本問題ニ関シ犠牲者ヲ出サヌ事

（協調會勞働課）

（協調會勞働課）